## **自治会　防犯カメラの管理運用基準**

（目的）

第１条　　　　　　　　自治会は、自主的な防犯活動の一環として、公共の場所における住民の生命、身体および財産を守り、安全を保持するため、防犯カメラを設置する。

（目的外使用の禁止）

第２条　自治会は、防犯カメラの運用に当たり、その設置目的から逸脱する運用をしてはならない。

（設置および操作）

第３条　防犯カメラの設置場所は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 設置場所 |
| １号機 |  |
| ２号機 |  |

２（画像記録装置がある場合）画像記録装置は、　　　　　　　　　　　に設置する。

３（画像記録装置（モニター装置）がある場合）画像記録装置（モニター装置）は、

　　　　　　　　　　に置く。

４　防犯カメラは、公共の空間を広範囲にわたり映すようにし、特定の物や個人の行動を映すことがないようにする。ただし、次の場合においては、防犯カメラを操作し、特定の人もしくは物をズームアップすることができる。

(1) 犯罪が発生したとき。

(2) 犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。

(3) 地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。

５　自治会は、防犯カメラを設置している旨の表示を、設置場所付近の適宜な場所に明示する。

（プライバシーの保護）

第５条　自治会は、防犯カメラの運用について、運用責任者を選任しなければならない。

２　運用責任者の任期は　　　年とし、再任を妨げないものとする。なお、解任または辞任により後任者が選任されたときは、前任者の残任期間とする。

３　運用責任者は、プライバシーの保護を図り、個人情報の保管等について適正な管理を行うものとする。

４　運用責任者は、その任務を第三者に委任してはならない。

（運用）

第６条　自治会および運用責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

画像表示装置（モニター装置）において不必要な監視を行わないこと。

(1)　画像記録装置の設置場所の管理を適正に行い、記録された情報の漏えいがないよう画像データを厳重に保管すること。

(2) 第三者による不正使用を防止するためモニターの設置場所の管理を特に厳重にすること。

(3) 記録された情報は原則として２週間保存し、保存期間を経過した後に完全に消去すること。ただし、法令等に基づく場合および犯罪捜査の必要により警察署その他官公署から保存の要請があった場合はこの限りでない。

（モニターの閲覧等）

第７条　自治会の許可なく、モニターまたは記録された情報の閲覧および情報の持ち出し（以下「モニターの閲覧等」という。）はできない。

（モニターの閲覧等の許可）

第８条　自治会は、次に掲げるときはモニターの閲覧等を許可することができる。

(1) 法令の定めがあるとき。

(2) 犯罪が発生したとき。

(3) 犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。

(4) 地域における安全の保持、その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。

(5) 上記理由により警察署その他官公署からの要求があったとき。

２　モニターの閲覧等を許可する場合は、自治会の役員会の協議を経なければならない。ただし、緊急を要する場合には、自治会の会長または運用責任者の承認を得れば許可することができる。この場合、許可した直後の役員会において承認を受けなければならない。

３　自治会のモニターの閲覧等を許可した場合は、運用責任者は、許可を受けた者の氏名、連絡先、閲覧日時、場所、理由、閲覧をする情報の範囲、条件等を記録しなければならない。また、記録簿は１年間保管するものとする。

４　運用責任者およびモニターの閲覧等を許可された者は、これにより知り得た事項をみだりに他人に知らせまたは不当な目的に使用してはならない。なお、運用責任者については、その職を退いた後も同様とする。

（要領の改廃）

第９条　この要領の改廃は、自治会の議決を経るものとする。

付　則

この要領は、令和　年　月　日から施行する。

**防犯カメラの運用に関する必要事項一覧表**

※ 防犯カメラの運用にあたっては、画像表示装置等の設置場所にこの一覧表を備　え付け、常に防犯カメラの適切な運用に努めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 |  |
| 防犯カメラの  撮影区域 | □ 防犯カメラを次の区域（道路等）に設置  ※ 　　　　　町　　　　番地から　　　　番地まで  ※ 　　　　丁目　　　番　　号から　　　　番　　号まで |
| 防犯カメラの  設置台数 | 街頭（道路、公園、商店街等）　　　　　 台 |
| 防犯カメラの  設置の明示 | □ 防犯カメラ設置明示  　　防犯カメラ撮影区域内外に 枚 設置  □ 表示内容  □ 防犯カメラ設置中  （実際に明示している表現で記載）  □ 防犯カメラの管理者・運用責任者  □ 連絡先 |
| 防犯カメラ  管理者 | 管理者  役職名  氏 名  連絡先（電話番号） |
| 防犯カメラ  運用責任者 | 運用責任者  役職名  氏 名  連絡先（電話番号） |
| 画像表示装置  (モニター装置) | □ 設置あり  □ 設置なし |
| 画像記録装置 | □ 設置あり  画像記録装置の記録媒体の種類  □ ビデオテープ  □ ＤＶＤ　　 □ ＣＤ  □ コンピューター内蔵のハードディスク  □ コンピューター外付けのハードディスク  □ その他（ ）  □ 設置なし |
| 画像データの  保存期間 | □ 保存期間 　　　　　　　２週間  □ 画像データの消去日  隔週 曜日  毎月 第 曜日 |
| 画像データの  提供 | □ データ提供に関する判断基準  メンバー（　　　　　　 名）  (１) 　　　　(２)　　　　　　　(３) |
| 防犯カメラ等の操作者の指定 | □ 防犯カメラの操作者  氏名  □ 画像表示装置の操作者  氏名  □ 画像記録装置の操作者  氏名 |
| 苦情の処理 | □ 防犯カメラ管理者・運用責任者が対応する  □ 別に苦情処理担当者を定めている  役職  氏名  連絡先 |

## **モニターの閲覧等記録簿**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 閲 覧 日 時 | | 令和　　年　　月　　日  　　　　時　　　分 ～ 　　時　　分 |
| 閲 覧 場 所 | |  |
| 閲  覧  者 | 所属機関 |  |
| 職 ・氏名 |  |
| 連絡先 |  |
| 閲  覧  等 | 目 的 |  |
| 情報範囲 |  |
| 条 件 |  |
| そ の 他  特 記 事 項 | |  |